

農林水産大臣が解散命令を行った農事組合法人(平成18年4月1日以降)

(1)直近で解散命令を行った農事組合法人

農事組合法人名	農事組合法人ロイヤルファーム
---------	----------------

【処分内容】

法第95条の2第3項の規定に基づく解散命令

【処分理由】

農事組合法人ロイヤルファーム(以下「当該法人」という。)については、以下の事実があることから、法第95条1項の規定に基づき、必要な措置を採るべき旨の命令を行ったにもかかわらず、これに従わなかった。

(ア)農事組合法人は、成立後、法第72条の16第4項の規定に基づきその旨を行政庁に届け出なければならないにもかかわらず、当該法人は届出がなされていなかった。

(イ)当該法人は、法第72条の8第1項に規定する、農事組合法人が行うことができる事業以外の事業(融資に関する事業、産業廃棄物処理等)を登記し、これらの事業を行っているおそれがあることから、法第93条第1項の規定に基づき報告を命じたにもかかわらず、これに従わなかった。

【当該法人の概要】

設立年月日

平成18年7月3日

主たる事務所の所在地

愛知県春日井市浅山町一丁目3番63-201

解散年月日

平成21年1月30日農林水産大臣の命令により解散 (平成21年2月6日登記)

(2)解散命令を行った農事組合法人

農 事 組 合 法 人 名	理由	解 散 命 令 等 の 年 月 日	
農事組合法人ユニバーサルランド	法95条の2 第3号	解散命令発出年月日	平成18年5月25日
		解 散 登 記 年 月 日	平成18年6月5日
農事組合法人ニューファーム東海	法95条の2 第3号	解散命令発出年月日	平成18年6月15日
		解 散 登 記 年 月 日	平成18年7月26日
農事組合法人澤田農園	法95条の2 第3号	解散命令発出年月日	平成18年8月29日
		解 散 登 記 年 月 日	平成18年9月14日
農事組合法人国土農業センター	法95条の2 第3号	解散命令発出年月日	平成18年8月29日
		解 散 登 記 年 月 日	平成18年9月22日
アマチャヅル農事組合法人	法95条の2 第3号	解散命令発出年月日	平成18年8月29日
		解 散 登 記 年 月 日	平成18年9月22日
農事組合法人リサイクルシステム研究所	法95条の2 第3号	解散命令発出年月日	平成18年8月29日
		解 散 登 記 年 月 日	平成18年10月5日
農事組合法人近畿食品協同組合	法95条の2 第3号	解散命令発出年月日	平成18年9月27日
		解 散 登 記 年 月 日	平成18年11月17日
農事組合法人福光園総合農業組合	法95条の2 第3号	解散命令発出年月日	平成18年10月5日
		解 散 登 記 年 月 日	平成18年11月6日
農事組合法人日本近代化水耕農園	法95条の2 第3号	解散命令発出年月日	平成18年11月14日
		解 散 登 記 年 月 日	平成18年12月25日

(2) 解散命令を行った農事組合法人

農事組合法人名	理由	解散命令等の年月日	
農事組合法人東日本農業生産組合	法95条の2 第3号	解散命令発出年月日	平成18年11月14日
		解散登記年月日	平成18年12月25日
農事組合法人東加農園	法95条の2 第3号	解散命令発出年月日	平成18年12月13日
		解散登記年月日	平成18年12月22日
農事組合法人新日本農事水産振興会	法95条の2 第3号	解散命令発出年月日	平成18年12月13日
		解散登記年月日	平成19年2月5日
農事組合法人尾鷲洋蘭観葉植物生産組合	法95条の2 第3号	解散命令発出年月日	平成19年2月16日
		解散登記年月日	平成19年3月30日
農事組合法人協賛組合	法95条の2 第3号	解散命令発出年月日	平成19年4月13日
		解散登記年月日	平成19年4月23日
農事組合法人日中友好農林畜産経営技術振興センター	法95条の2 第3号	解散命令発出年月日	平成19年4月13日
		解散登記年月日	平成19年4月26日
農事組合法人バイオシードジャパン	法95条の2 第3号	解散命令発出年月日	平成20年3月31日
		解散登記年月日	平成20年4月15日
農事組合法人ロイヤルファーム	法95条の2 第3号	解散命令発出年月日	平成21年1月28日
		解散登記年月日	平成21年2月6日

(参考)

農業協同組合法(昭和22年法律第132号)(抄)

【報告の聴取】

第93条 行政庁は、組合、農事組合法人若しくは中央会から、当該組合、農事組合法人若しくは中央会が法令、法令に基づいてする行政庁の処分、定款、規約、信用事業規程、共済規程、信託規程、宅地等供給事業実施規程若しくは農業経営規程を守っているかどうかを知るために必要な報告を徴し、又は組合、農事組合法人若しくは中央会に対し、その組合員(組合にあつては組合員又は会員、農事組合法人にあつては組合員、中央会にあつては会員をいう。以下同じ。)、役員、使用人、事業の分量その他組合、農事組合法人若しくは中央会の一般的状況に関する資料であつて組合、農事組合法人若しくは中央会に関する行政を適正に処理するために特に必要なものの提出を命ずることができる。

(略)

【違法行為に対する処置】

第95条 行政庁は、第93条の規定による報告を徴した場合又は第94条の規定による検査を行つた場合において、当該組合若しくは農事組合法人又は中央会の業務又は会計が法令、法令に基づいてする行政庁の処分又は定款、規約、信用事業規程、共済規程、信託規程、宅地等供給事業実施規程若しくは農業経営規程に違反すると認めるときは、当該組合若しくは農事組合法人又は中央会に対し、期間を定めて、必要な措置を採るべき旨を命ずることができる。

組合若しくは農事組合法人又は中央会が前項の命令に従わないときは、行政庁は、期間を定めて、業務の全部若しくは一部の停止又は役員の変更を命ずることができる。

(略)

【行政庁による解散命令】

第95条の2 左の場合には、行政庁は、当該組合又は農事組合法人の解散を命ずることができる。

一 組合又は農事組合法人が法律の規定に基づいて行うことができる事業以外の事業を行つたとき。

二(略)

三 組合又は農事組合法人が法令に違反した場合において、行政庁が前条第一項の命令をしたにもかかわらず、これに従わないとき。